

リーフレット等による広報活動である。これらは、県内の幼稚園、小・中学校、盲・聾・養護学校をはじめ養護教育関係機関等に配付した。

また、県教育広報誌「教育福島」や各教育事務所広報紙、テレビ・ラジオ等のメディアを通して、県民の養護教育に対する理解と認識を深めるよう啓発活動を行った。

第2節 障害児の教育相談事業

1 相 談 対 象

対象は障害児、またはその疑いのある乳幼児、児童生徒とし、障害の種類は次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 視覚障害 | <input type="radio"/> 病弱・身体虚弱 |
| <input type="radio"/> 聴覚障害 | <input type="radio"/> 言語障害 |
| <input type="radio"/> 精神薄弱 | <input type="radio"/> 情緒障害 |
| <input type="radio"/> 肢体不自由 | <input type="radio"/> 重複障害 |

2 形 態

(1) 来 所 相 談

電話等の申し込みにより、来所日時をあらかじめ調整し、相談者の来所によって教育相談を行った。また、相談の内容によっては電話による相談も行った。

(2) 巡回就学相談

① 事業内容

障害児の発達状況や教育措置に対する正しい認識が得られるように、4教育事務所管内において巡回就学相談を実施し、適正就学に関する啓発活動の充実を図った。

② 実施地域と相談件数

相談件数83件 県北：福島市（13件）
会津：会津若松市（19件）
相双：原町市（21件）
いわき：いわき市（30件）

年齢・学校別相談件数

形態	年齢・学校		小学校(年)						中学校(年)			高等学校(年)			一般 他	計
	0～4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
来所	実件数	25	40	31	43	29	23	25	34	19	27	17	9	7	6	7 342
相談	延件数	122	168	134	228	201	125	163	186	95	165	112	35	23	104	65 1,926
地域	実件数	85	78	12	14	12	7	13	30	23	28	53	4	1	2	12 374
相談	延件数	496	378	32	51	37	24	39	100	81	98	194	14	2	4	31 1,581
巡回 就学 相談	実件数	8	53	15	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0 83
	延件数	8	53	15	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0 83
計	実件数	118	171	58	61	43	30	38	65	42	55	70	13	8	8	19 799
	延件数	626	599	181	283	240	149	202	287	176	263	306	49	25	108	96 3,590

(3) 地域相談室相談

次の3か所に地域相談室を設置し、各障害の相談に応じられるように相談員を委嘱、来室による相談、電話による相談を行った。

〈地域相談室〉

設置場所	住所並びに電話番号
県北地域相談室 (県立聾学校福島分校内)	〒960-8002 福島市森合町6-34 ☎ 024(531)5013
会津地域相談室 (県立聾学校会津分校内)	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102 ☎ 0242(22)1286
浜通り地域相談室 (県立聾学校平分校内)	〒970-0116 いわき市平馬目字馬目崎61 ☎ 0246(34)2202

3 現状と課題

平成10年度の教育相談の状況は、下記の表のとおりである。社会の変化や障害の多様化が進む状況での障害児の教育相談は、早期からの支援や子供の発達に即した長期にわたる援助が必要である。また、障害そのものに対する援助、二次的な心理・社会的不適応に対する援助、子供にかかる人たちへの援助などが重要である。その意味から、県心身障害児総合療育センター、保健所、幼稚園（保育所）、学校、さらには障害児に關係する機関との情報交換を行い、密接な連携を図った。

障害児が社会参加・自立するためには、地域社会の理解は欠かせない。その意味においても、地域に根ざした早期からの教育相談の充実が望まれるところであり、相談の三形態の特性を生かした障害児理解及び援助とともに、二次的な心理・社会的不適応をきたしている子供への支援をすすめる教育相談を一層充実させていく必要がある。